



『車いすの短期貸し出し事業』のご案内

ご利用いただく車いすは、市民や善意団体より寄贈されたものです。
大切にご利用ください。
また、車などの交通量の多い場所、整備が不十分な道路や坂道・斜面などは
大変危険な場合もありますので、十分注意してご利用ください。

貸し出しの用途

- 1 入院や交通事故、旅行などで一時的に利用されたい場合
- 2 購入手続き中で、納品までのつなぎとして必要な場合
- 3 試用(購入を決める前に実際に使ってみたい)の場合 等

貸し出しの期間

1日から2ヶ月以内

※ただし、やむを得ない事情などにより、貸し出し期間の延長が必要になった場合は、ご連絡ください(原則1回まで、1ヶ月程度の延長が可能です)

申込み・予約

旭区ボランティアセンターへ直接ご来所ください
お電話でのご予約・申込みも承ります

その他

- ・ 利用は無料となっております
- ・ 貸し出し時に、十分な点検と説明を行うよう心がけておりますが、原則として
事故等の責任は負いかねますのでご了承ください
- ・ 貸し出し中に発生した破損・故障等に関しましては、ご連絡をお願いいたします
(ただし、場合によっては、実費をご負担いただくこともあります)
- ・ 使用にあたり、ご不明な点などがありましたら、事務局までご連絡ください
- ・ 車いすの受取は、窓口でのみとなっております。
(ご自宅等へのお届けはしていません)



連絡先

旭区ボランティアセンター

旭区鶴ヶ峰1-6-35

電話:392-1133

FAX:392-0222

